

利 用 上 の 注 意

I 商業統計調査について

1 調査の目的

我が国の商業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 調査の根拠

統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査（指定統計第23号）として、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施。

3 調査の範囲

日本標準産業分類（平成14年商務省告示第139号）による「大分類J－卸売・小売業」に属する事業所のうち、民営（国、地方公共団体以外）の事業所。

民営の事業所であっても、駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など料金を支払って出入りする有料施設内の事業所は調査の対象外。ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。

4 調査の期日

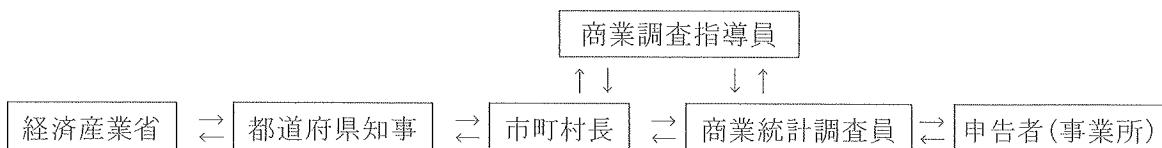
平成16年6月1日現在で実施。

なお、商業統計調査は、昭和27年以降は2年ごと、昭和51年以降は3年ごと、平成9年以降は5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易調査を実施しており、今回はその簡易調査の年であり、また、総務省所管の「事業所・企業統計調査」及び「サービス業基本調査」との同時調査により実施した。

5 調査の経路

商業統計調査の調査経路は、以下のとおり。

①申告者（事業所）が自ら調査票に記入する方法（自計方式）による調査員調査方式



わら等)などを販売する事業所

④製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所(主として管理的事務を行っている事業所を除く)

⑤商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業でなく卸売業とする。

⑥主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業)。代理商、仲立業には、一般的に、買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

①個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

②産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

③商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

ただし、修理業のみを專業としている事業所は修理業となる。この場合、修理のために部品などを取り替えて、商品の販売とはしない。

④製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)。例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

⑤ガソリンスタンド

⑥主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事業所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

⑦別経営の事業所

官公庁、会社、向上、団体、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合は、それぞれ独立した事業所として小売業に分類

4 従業者及び就業者

平成16年6月1日現在で、この事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」及び「派遣・下請受入者」を併せ「従業者・臨時雇用者のうち派遣・下請出向者」を除いたものをいう。

①個人業主

個人経営事業主でその事業所の実際の業務に従事している者

②無給の家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者

③有給役員

法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者

④常用雇用者

正社員・正職員、パート・アルバイト等と呼ばれている者で次のいずれかに該当する者

I 期間を定めずに雇用されている者

II 1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者

III I, II以外の雇用者のうち、平成16年4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用されている者

⑤臨時雇用者

常時雇用者以外の者で1ヶ月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者

⑥派遣・下請受入者

他の会社など別経営の事業所から派遣されている者又は下請けとして他の会社など別経営の事業所から来て業務に従事している者

5 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

6 セルフサービス方式（小売業）

セルフサービス方式とは、以下の3つの条件を兼ねている場合をいう。

- ①商品が無包装、あるいはパッケージされ、値札が付けられていること
- ②備え付けの買い物カゴ、ショッピングカート等で客が自由に商品を取り集められる形式
- ③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払を行う形式

なお、商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

7 売場面積（小売業）

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延べ床面積をいう（食堂・喫茶店、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）は除く）。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業の事業所については、売場面積の調査を行っていない。

8 営業時間（小売業）

牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所の営業時間は調査していない。

9 業態別統計の数値について

平成16年商業統計調査結果のうち、小売業を営む事業所について、別表の「業態分類表」のとおり、業態区分の定義に従って再集計したもの。

III 記号及び注記

1 記号については、以下のとおり。

- 「-」：該当数値なし
- 「▲」：マイナス数値
- 「0」：四捨五入による単位未満
- 「X」：1又は2の事業所に関する数値で、そのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所。なお、3以上の事業所に関する数値であっても、前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。

2 「年間商品販売額」の数値については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

3 「構成比」については、積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。

IV その他の注意事項

1 この報告書は、県独自で集計・編集したものであり、経済産業省が公表する数値とは相違することがある。

2 市町村については、調査時点（平成16年6月1日現在）のものである。

問い合わせ先

〒700-8570 岡山市内山下2-4-6

岡山県企画振興部統計管理課

電話(086)226-7261